

## 第4章 災害復旧・復興計画



# 第1節

# 被災者の生活再建支援

## 1 計画の目的

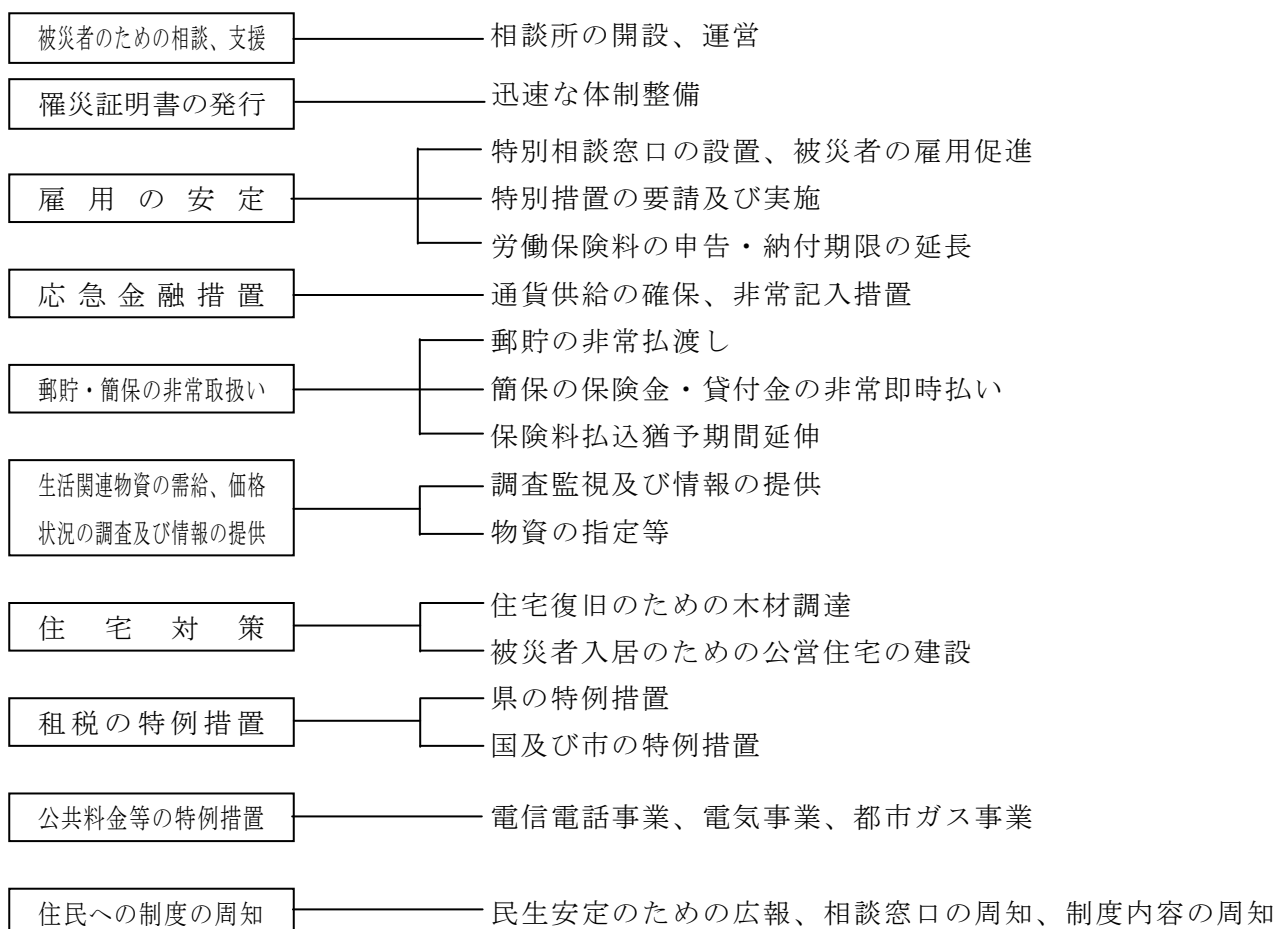
災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施し、自立した生活を開始することを目的とする。

### < 達成目標 >

市は、被害状況に応じ迅速に生活支援組織を立ち上げ、応急修理、生活再建支援金、義援金、各種の減免の取組について、広報紙、チラシ、パンフレット等を配布したり、被害の大きい地域などへキャラバン隊を派遣したり、現地相談窓口を開設するなど、市民に幅広く周知する。

また、中越大震災から得た教訓、工夫について、全国へ広く情報発信する。

## 2 計画の体系



## 3 業務の内容

### (1) 被災者のための相談、支援

#### ① 相談所の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所等、市役所、支所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

#### ② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

#### ③ 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、県は、被災者台帳の導入等による市町村被災者対応能力の向上に努める。

### (2) 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、家屋の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。

### (3) 雇用の安定

#### ① 特別相談窓口等の設置

長岡公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施

ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

#### ② 被災者の雇用促進

ア 長岡公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じ、住居確保に配慮しつつ求人確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

#### ③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

a 証明書による失業の認定

長岡公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

b 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものと見なして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

県労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

a 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

b 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

c 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

県労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

#### (4) 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

##### ① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

##### ② 資金決済の確保、信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

#### ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し、適切な措置を講ずることを要請する。

#### イ 資金の貸付

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

### ③金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

### ④金融上の措置

#### ア 金融上の措置の要請

被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。

- a 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
- e 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- f 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。
- g 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
- h 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
- i 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

#### イ 金融措置に関する広報

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

## (5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

### ① 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

### ② 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはその恐れがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはその恐れがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

## (6) 住宅対策

### ① 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

### ② 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

### ③ 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付を行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅敷地等その他の必要に応じ、無償で貸付を行う。

## (7) 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

### ① 市の特例措置

#### ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は長岡市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

a 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・ 災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。
- ・ その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

b 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

c 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

d 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

個人市民税	災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合
固定資産税	災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合
都市計画税	災害により土地又は家屋について損害を受けた場合
特別土地保有税	災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合

イ 国民健康保険料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

ウ 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

②国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(8)その他公共料金の特例措置

①郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除



- a 日本郵便(株)信越支社長が決定する。
- b 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。
- c 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

## ② 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

- ア 避難勧告等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免  
避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移転工事費の減免  
災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

## ③ 電気事業

一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

## ④ 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

## (9) 住民への制度の周知

県、市及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図る。

- ア 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- イ 広報車、広報紙、チラシ等
- ウ 防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、インターネット等
- エ 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

## (10) 要配慮者への支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活に戻るよう支援を行う。

## 第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

### 1 計画の目的

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

#### < 達成目標 >

市は、市民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対して弔慰金、見舞金等の支給を行う。また、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する住宅再建のための共済制度の確立をする。

中越大震災の際に構築した、罹災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。

### 2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支 給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分 区長
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市
	(4) 被災者生活再建支援 金	自然災害により、住宅が全壊又は大規 模半壊した世帯等	(財)都道府県会館
貸 付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経 費） イ 福祉費（住宅改修等 経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会 （民生委員）
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉環境部
	(8) 住宅金融支援機構資 金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被 害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関

(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関
(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
(11) 日本政策農林漁業金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融農林公庫 受託金融機関
(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会

### 3 資金名等

#### (1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。中越大震災では、災害弔慰金を支給するに当たり、専門的見地から地震との因果関係等を審査するため、関係市町村と長岡市災害弔慰金支給審査委員会を設置した。

(平成25年10月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
災害弔慰金	1 1つの市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (市条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹※	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	※ 兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 県1/2 市1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市が1以上ある場合の災害			3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合

(2) 災害死亡者弔慰金（日本赤十字社新潟県支部）

災害によって死亡した市民に対し、弔慰金を支給する。

（平成21年3月31日現在）

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（平成25年10月1日現在）

種別	対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 （支給の制限）	
災害障害見舞金	1 1つの市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体市 （市条例による）	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円	
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 （災害弔慰金の支給等に関する法律）		それ以外の場合 125万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市を含む県が2以上ある災害 （以上、平成25年内閣府告示第230号による）			1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(平成24年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ 窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害	1 事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(財)都道府県会館へ委託している。  2 経費負担 国1/2 県1/2 <b>【被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)】</b>	1 住宅が「全壊」した世帯	別表のとおり	(財)都道府県会館
	2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害		2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯		
	3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害		3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯		
	4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)		
	5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)に係る自然災害				
	6 1もしくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)				
	※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)				

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万	100万	50万

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(平成24年3月31日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。  1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円  に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額  ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律  2 実施主体市(条例)  3 経費負担国2/3 県1/3  4 対象となる災害新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)  2 償還期間 10年 (据置期間を含む)  3 償還方法 年賦又は半年賦  4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)  5 延滞利息 年10.75%
			1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	
			2 家財等の損害	
			ア 家財の1/3以上の損害 150万円	
			イ 住居の半壊 170万円	
			ウ 住居の全壊 250万円	
			エ 住居全体の滅失又は流失 350万円	
			3 1と2が重複した場合	
			ア 1と2のアの重複 250万円	
			イ 1と2のイの重複 270万円	
ウ 1と2のウの重複 350万円				
4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合				
ア 2のイの場合 250万円				
イ 2のウの場合 350万円				
ウ 3のイの場合 350万円				

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

(平成21年10月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生 活 福 祉 資 金 （ 福 祉 費 （ 災 害 臨 時 経 費 ） ）	<p>災害により家財等に被害があった次の世帯に対し、被災した住宅の復旧や生計を立て直すための資金を貸し付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯 低所得世帯（世帯の所得が生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）で、他から融資を受けることのできない世帯</li> <li>・高齢者世帯 日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者が属する世帯（世帯の所得が生活保護基準額のおおむね2.5倍以内）</li> <li>・障害者世帯 障害者の属する世帯（ただし、高額の所得がある世帯は除く）</li> </ul>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱」</p> <p>2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)</p>	<p>貸付限度</p> <p>1 世帯</p> <p>150万円以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6か月以内</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則として、連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 ア 原則として、65歳未満であって生活の安定している者（生活保護基準額の1.7倍以上） イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>

<p>イ 生活福祉資金（福祉費）（住宅改修等経費）</p>	<p>災害により被害があった次の世帯に対し、住宅の改修等を行うための資金を貸し付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯 低所得世帯（世帯の所得が生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）で、他から融資を受けることのできない世帯</li> <li>・高齢者世帯 日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者が属する世帯（世帯の所得が生活保護基準額のおおむね2.5倍以内）</li> <li>・障害者世帯 障害者の属する世帯（ただし、高額の所得がある世帯は除く）</li> </ul>	<p>1 「生活福祉資金貸付制度要綱」</p> <p>2 実施主体等</p> <p>(1) 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>(2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）</p>	<p>貸付限度 250万円以内</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6か月以内（特別の場合2年以内）</p> <p>2 償還期間 7年以内</p> <p>3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は措置経過後1.5%</p> <p>4 保証人 原則として、連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 ア 原則として、65歳未満であって生活の安定している者（生活保護基準額の1.7倍以上） イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者</p> <p>5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。</p>
-----------------------------------	---	--	-------------------------	---



(7) 母子寡婦福祉資金貸付

(平成24年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.5%(連帯保証人の有無による)

\*その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内 (1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる) (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

(平成25年11月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	建設資金 1,460万円	償還期間 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内
(1) 建設 罹災住宅の被害額 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$	土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率 1.28%
(2) 新築住宅購入 罹災住宅の被害額 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) $50\text{ m}^2$ (共同建 $30\text{ m}^2$ ) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $50\text{ m}^2$ (共同建 $30\text{ m}^2$ ) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む) 2,430万円	償還期間 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率 1.28%
(3) 中古住宅購入 人が居住していた住宅又は建築後2年を超えた家屋 罹災住宅の被害額 「半壊」以上 住宅部分の床面積(A) $50\text{ m}^2$ (共同建 $30\text{ m}^2$ ) $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $50\text{ m}^2$ (共同建 $30\text{ m}^2$ ) $\leq A \leq a$	購入資金 (土地取得資金含む) 2,130万円 支援機構が定める基準等に適合したもの 2,430万円	償還期間 25年以内 支援機構が定める基準等に適合したもの 35年以内 据置期間 3年間(その分償還期間延長) 利率 1.28%
(4) 補修 罹災住宅の被害額 10万円以上	補修資金 640万円 移転資金 390万円 整地資金 390万円 (移転及び整地の両方を利用の場合は、合計で390万円が限度)	償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.28%

**(9)新潟県災害被災者住宅復興支援事業**

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

[利子補給]

事業主体 市  
 利子補給期間 5年間  
 補助対象 被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金。  
 (補給率が1%をこえる場合は1%が限度)  
 補助率 1/2

[貸付金]

貸付対象 住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けてもなおかつ資金が不足する者  
 貸付限度額  
     建設、購入 800万円(50万円以上10万円単位)  
     補修 400万円(50万円以上10万円単位)  
 貸付利率  
     〔当初10年〕 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%  
     〔11年目以降〕 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

**(10)天災融資制度**

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。  
 (平成24年8月20日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会5,000万円 激甚災害の場合は 組合5,000万円 連合会7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並びに既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

(平成24年8月20日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする 長期運転資金	農業経営改善計画の 認定を受けた農業を 営む個人・法人	0.40～ 1.10%	25年以内	10年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保 全又は利用上必要な施 設の災害復旧	農業を営む者、土地改 良区・同連合会、農 協・同連合会等	0.40～ 1.10%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受け た経営の再建に必要な 資金	農業を営む個人・法 人	0.40～ 0.65%	10年以内	3年以内
係 資 金	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合 会、農協・同連合会、 水産業協同組合、中小 企業等協同組合、農業 共済組合・同連合会、 5割法人・団体、農業 振興法人、特定事業を 共同で行う農業者	0.40～ 1.10%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又 は補植	農業を営む者	0.40～ 0.95%  0.40～ 1.10%	15年以内  25年以内	3年以内  10年以内

林業関係係	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40～ 0.95%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.40～ 1.10%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画に基づくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.40～ 1.10%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～ 0.95%	15年以内	3年以内
漁業関係係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会、5割法人、漁業を営む者	0.40～ 1.10%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	0.40～ 1.10%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～ 0.95%	15年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	0.40～ 0.95%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、一般農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金等)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認め時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(平成24年3月5日現在)

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
県商業振興課	セーフティネット資金（経営支援枠） 自然災害要件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。）	（取扱金融機関） 第四銀行、北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、JAバンク新潟県信連、北越後農協、にいがた南蒲農協、越後中央農協、越後なごか農協、越後さんとう農協、柏崎農協、魚沼みなみ農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
		2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	
		3 融資限度 3,000万円（別枠）	
		4 融資利率 融資期間5年以内 年1.6% 融資期間5年越7年以内 年1.8%	
		5 担保	
		6 保証人	
		7 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	

<p>市 地 方 産 業 育 成 資 金</p>		<p>1 資金使途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者（市長の定めるところによる） 3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 4 融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.95% 保証付き（責任共有対象） 2.15% 保証なし 2.45% 5 融資期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヶ月以内） 設備資金7年以内（うち据置期間6ヶ月以内） （災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8 信用保証 市長の定めるところによる。</p>	<p>市商業振興課</p>
<p>日本政策金融公庫 「国民生活事業」</p>	<p>災 害 貸 付</p>	<p>1 資金使途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる</p>	<p>日本政策金融公庫 （国民生活事業）新潟、三条、長岡、高田各支店</p>
<p>日本政策金融公庫 「中小企業事業」</p>	<p>災 害 復 旧 貸 付</p>	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内） 6 担 保 } 7 保 証 人 } 公庫の定めるところによる</p>	<p>日本政策金融公庫 （中小企業事業）新潟支店及び代理店</p>

商工組合中央金庫	災害復旧資金	1 資金用途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内） 6 担保 } 7 保証人 } 金庫の定めるところによる 8 信用保証 }	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店
新潟県労働金庫	新従業員中災害小企業者	1 対象者 中小企業従業者（同一事業所に1年以上勤務し、かつ引続き勤務しようとする者）で、災害による傷病の治療費や災害復旧資金を必要とする者。 2 融資限度 10万円以上100万円以内 3 融資利率 年2.60% 4 融資期間 5年以内（うち据置期間3ヵ月以内） 5 担保 不要 6 保証人 保証機関の保証（保証料は金庫負担）	新潟県労働金庫 本店及び支店

(イ)保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット保証（4号要件）	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	



## 4 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

### ①相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布、インターネット等により支援制度の相談窓口等を周知する。

### ②制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、次の方法により各制度の概要を周知する。

県災害対策本部	広報紙・チラシの作製、配布 新聞紙面等による県等の支援制度の周知
市災害対策本部	広報紙・チラシ等の作製、配布による市等の支援制度の周知 同報無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット等の活用
金融機関等	広報紙・チラシ等による所管制度の周知

## 第3節

# 公共施設等災害復旧対策

### 1 計画の目的

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努める。

また、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置する。また、住民及び関係団体などに対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

#### < 達成目標 >

市は、被災の状況及び地域の特性に配慮し、迅速な原状復旧、又はさらに安全・安心なまちづくりなどの中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方向を定める。

また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行う。

### 2 計画の体系

被害状況調査及び集計

被害状況調査、被害報告、集計

復旧の基本方向の決定

災害復旧の基本方向の決定

災害査定 の 促進

災害復旧計画書作成、災害査定 の 促進

激甚災害指定 の 促進

激甚災害指定のための調査、報告

災害復旧事業に係る  
助成及び財政援助

助成・財政援助の内容及び担当窓口

住民及び関係団体等  
に対する情報提供

情報提供の分担及び方法

## 3 業務の内容

### (1) 激甚災害に対する調査

- ア 知事は、市の被害調査を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- イ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ウ 県関係各課は激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

### (2) 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

### (3) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

#### ア 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

#### イ 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

#### ウ 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設  急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	国土交通省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設	文部科学省

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法) (身体障害者福祉法) (知的障害者福祉法) (売春防止法) (総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (医療施設等災害復旧費補助金) (厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領) (感染症法) (精神保健福祉法)  (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	社会福祉施設等          医療施設等 水道施設  感染症指定医療機関 精神障害者 社会復帰施設等 廃棄物処理施設	厚生労働省
(5) 都市災害復旧事業（都市施設等）、堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省

#### (4) 住民及び関係団体に対する情報提供

市及び県は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

## 第4節

# 災害復興対策

### 1 計画の目的

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

災害により被害を受けた被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

#### <達成目標>

市は、早期に復興計画を策定し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等にわかりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに個別具体の復興事業への理解と協力を促す。

そして、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進する。

また、市町村合併後の各地域の特性や被害実態に応じたきめ細やかな復興を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高めていく施策を展開していく。

### 2 業務の内容

#### (1) 復興の基本方向及び復興計画

##### ① 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施を期すため、市及び県は、自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

##### ② 復興の基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

### ③復興計画の作成

- ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。
- イ 市及び県は、住民参加のもと合意形成を得ながら災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。
- ウ 市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。
- エ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- オ 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障がない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- カ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

## (2) 防災まちづくり

### ①住民の合意形成

- ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のため、施策・計画に対する住民参加による合意形成を図る。
- イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。
- ウ 住民の迅速な合意形成を図るために、市は、日頃からまちづくりの活動に対して、情報提供等の支援を行うことにより、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得よう努める。
- エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、住民の合意形成を促進するため、計画決定に住民の意見を反映するプロセスを確保するとともに、事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

### ②土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

- ア 市は、住宅地、業務地等の私有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を

積極的に活用する。

- イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。
- ウ 既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

### ③被災市街地復興特別措置法等の活用

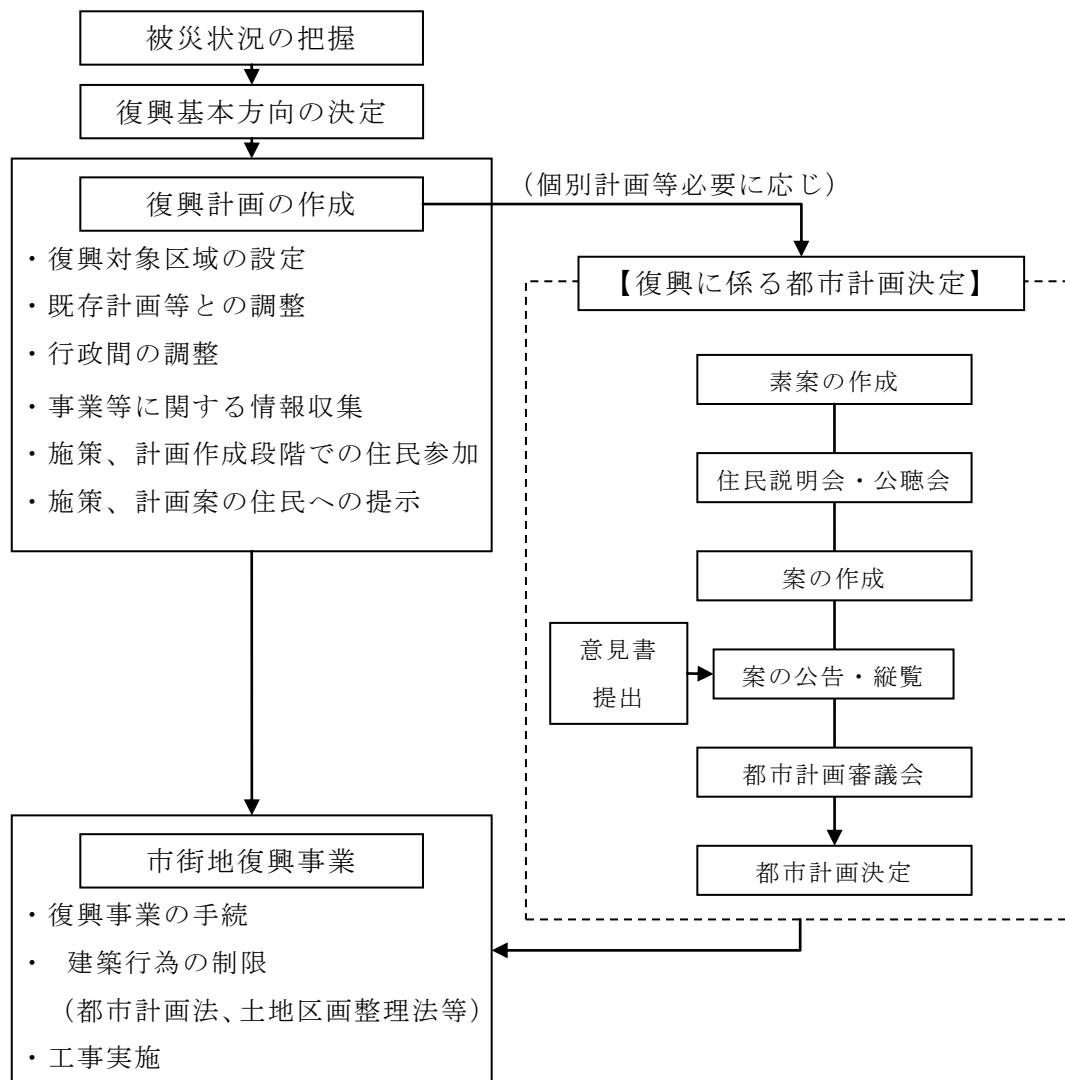
市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### ④防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

- ア 災害時の緊急輸送道路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。
- イ ライフライン共同構、電線共同構などの整備による耐水性のあるライフラインとする。
- ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化及び耐震性防火貯水槽の整備

### 3 復興対策の手順



### 4 創造的復興への取組

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、災害を地域発展のチャンスにとらえ、住民、企業、行政が一体となって、地域資源を生かした新たな創造的取組を積極的に進め、災害をバネに地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。



---

---

長岡市地域防災計画  
－風水害・雪害対策編－

昭和41年1月 4日作成  
平成26年2月25日修正

編集発行

長岡市防災会議

長岡市危機管理防災本部

長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 0258-35-1122 (代 表)

0258-39-2262 (直 通)

F A X 0258-39-2283

U R L <http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/>

---

---

